

## 財務諸表に対する注記(法人全体用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借処理によって会計処理をしている。
- (2) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金  
岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、  
法人負担相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金  
職員に対する賞与に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
  - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人医療福祉機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業に加入している。

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)  
当法人では社会福祉事業のみ行っているため省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)  
各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ・法人本部拠点－法人本部
  - ・緑生園拠点－生活介護、入所支援、就労移行支援、短期入所、共同生活援助
  - ・まめ工房 緑の郷拠点－就労継続支援A型 まめ工房 緑の郷

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	293,281,366	11,718,000	9,756,388	295,242,978
合計	293,281,366	11,718,000	9,756,388	295,242,978

### 6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	231,225,256円
計	231,225,256円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	1,000,000円
計	1,000,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	578,566,179	283,323,201	295,242,978
小計	578,566,179	283,323,201	295,242,978
その他の固定資産			
構築物	27,804,072	27,330,591	473,481
機械及び装置	43,504,225	36,576,208	6,928,017
車輛運搬具	21,740,350	17,800,248	3,940,102
器具及び備品	24,635,863	21,998,168	2,637,695
その他の固定資産	30,640	0	30,640
小計	117,715,150	103,705,215	14,009,935
合計	696,281,329	387,028,416	309,252,913

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,695,360	0	5,695,360
未収金	41,249,280	0	41,249,280
未収補助金	5,000,000		5,000,000
未収収益	1,613,448	0	1,613,448
合計	53,558,088	0	53,558,088

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし